

警 教 甲 達 第 3 号
平成 27 年 8 月 19 日
〔改正 令和 4 年 3 月 18 日〕
警 務 甲 達 第 12 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察職場実習及び実戦実習実施要領の制定について

採用時教養期間中の実習については、福井県警察職場実習・実戦実習実施要領の制定について（平成 21 年警務甲達第 6 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり「福井県警察職場実習及び実戦実習要領」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日以降に採用された巡査から実施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

なお、旧通達は、平成 26 年 4 月 1 日に採用された巡査に対する採用時教養が終了する平成 27 年 12 月末日をもって廃止する。

別添

福井県警察職場実習及び実戦実習要領

第1 実習の目的

1 職場実習

職場実習は、初任科の課程を修了した者を対象に、実習指導員の指導の下に、現場実習、勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識・技能を修得させることを目的とする。

2 実戦実習

実戦実習は、独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務に習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させることを目的とする。

第2 実習の期間及び編成

1 職場実習

- (1) 初任科卒業から初任補修科入校までの間とし、短期課程は3か月、長期課程は4か月とする。
- (2) 地域実習及び捜査実習を行うものとする。短期課程は地域実習2か月及び捜査実習1か月、長期課程は地域実習3か月及び捜査実習1か月とし、両課程とも地域実習、捜査実習の順に行うものとする。

2 実戦実習

- (1) 初任補修科卒業から採用時教養修了までの間とし、短期課程、長期課程ともに4か月とする。
- (2) 地域実習を行うものとする。ただし、第5で定める実習記録表の実習項目について、地域実習を通じて実施するよりも教養効果が高いと認められる場合には、生活安全実習、交通実習、警備実習及び留置管理実習（以下「専門実習」という。）を行うことができる。この場合において、専門実習の期間は、原則として1週間以内とする。

第3 実習生の配置及び実習先

1 配置先

実習生の配置先は、警察署の地域課とする。

2 実習先

(1) 職場実習先

ア 職場実習先は、原則として、交番又は署所在地（以下「交番等」という。）及び刑事を担当する課とする。

イ 職場実習先の交番等は、原則として、地域実習の期間を通して同一とするが、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、実習先を変更することができるものとする。

(2) 実戦実習先

ア 実戦実習先は、原則として交番等とするが、専門実習を行う場合は、当該部門を担当する課とする。

イ 実戦実習先の交番等は、原則として、実戦実習の期間を通して同一とするが、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、実習先を変更することができるものとする。

ウ 地域警察官としての実務能力を向上させるため、必要に応じて、警ら用無線自動車勤務等を体験させることができるものとする。

第4 教養体制

1 教養担当者

配置先警察署長（以下「警察署長」という。）は、副署長を教養担当者に指定するものとする。

教養担当者は、実習が地域部門だけでなく他の部門にも及ぶことから、各部門間の調整を図るとともに、公私両面にわたる教養体制の充実を図るものとする。

また、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者及び実習指導員（以下「教養指導者等」という。）を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実習の効果的な推進を図るものとする。

2 教養指導者

(1) 警察署長は、職場実習及び実戦実習に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に指定するものとする。

また、実習期間中における私生活面の教養指導者には、原則として、警務担当課長を指定するものとする。

なお、必要に応じて、課長代理又は係長を教養指導者の補助者として指定し、運用することができるものとする。

(2) 教養指導者は、実習指導員を指揮し、職場実習及び実戦実習を計画的に推進するものとする。

なお、教養指導者以外の各級幹部は、職場実習及び実戦実習が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

3 実習指導員

(1) 警察署長は、原則として、実習先の交番等に勤務する警部補以下の階級の者から実習指導員を指定するものとする。

捜査実習及び専門実習においては、当該業務を担当する係の警部補以下の階級の者から実習指導員を指定するものとする。

なお、必要に応じて、実習補助員を指定し、実習指導員を補佐させることができるものとする。

(2) 実習指導員には、人格的に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を指定するものとする。

(3) 警察署長は、実習指導員を指定した場合は、実習指導員指定通知書（別記様式第1号）により教養課長に通知するものとする。

(4) 実習項目又は実習内容によって、他の者による指導の方がより効果的である場合には、実習指導員以外の者に指導させることができるものとする。

第5 実習記録表

1 実習においては、職場実習及び実戦実習を通じて、実習記録表（別記様式第2号）

に掲げる職務について教養を行うものとする。

実習記録表は、警察署で勤務する地域警察官が標準的に体得しなければならない職務内容を分析し、これを体系的かつ段階的に整理したものであり、教養指導者等は、実習の効果を高めるため、実習生の能力、経験等を勘案しながら、効率的かつ主体的に経験、修得できるよう配慮するものとする。

2 実習指導員は、実習記録表を活用して実習状況を実習生とともに確認し、実習記録表のメモ欄に指導状況等を記載する。

3 教養指導者は、適宜、実習指導員に当該記録表を提出させ、実習状況を確認し、必要な指導等の管理・調整を行うものとする。

第6 職場実習実施要領

1 指導形態

(1) 地域実習

実習指導員のマンツーマンによる同行指導の下に、地域警察官として必要な知識・技能を修得させる。

(2) 捜査実習

原則として実習指導員のマンツーマンによる指導の下に、司法警察職員として必要とされる基本的な捜査実務に関する知識・技能を修得させる。

マンツーマンにより難しい特別の事情がある場合には、実習の効果を妨げない範囲で一人の実習指導員が複数の実習生を担当することができる。この場合、教養担当者は、一部の実習指導員に過度な負担とならないよう配慮すること。

また、教養指導者は、真に効果が上がるよう業務全般を見据えた上、係間の連携に配慮するなど、指導体制の確立を図るものとする。

2 実習の内容、方法等

(1) 基礎教養

教養担当者は、職場実習の当初に、管内情勢、拳銃の管理、交番勤務要領、私生活の在り方等について、基礎的な教養を実施するものとする。

(2) 職場実習日誌

職場実習期間中、実習生は、職場実習日誌（別記様式第3号）を作成して、積極的に教養指導者又は実習指導員の指導を求めるものとする。

(3) 地域実習

ア 地域実習においては、実習記録表の実習項目について、到達レベルに応じた段階的な教養を行うものとする。

イ 地域実習の期間中においては、特に、地域警察官として必要とされる基本的な捜査書類の作成能力を確実に修得させることとし、事後に行う捜査実習が効率的かつ効果的に推進できるよう配慮するものとする。

(4) 捜査実習

ア 捜査実習においては、実習記録表の職務のうち、事件・事故捜査、被疑者の逮捕及び捜査活動について、重点的に指導・教養するとともに、逮捕事案等の事件発生から送致までの一連の捜査手続きを見聞又は体験させるものとする。

イ 捜査実習においては、刑事当直勤務を必須とし、当該勤務を通じて、数多くの

事件・事故対応を体験させ、捜査部門における当直勤務の概要を理解させるとともに、その初動対応要領等を体験させるものとする。

3 職場実習修了時の措置

- (1) 警察署長は、職場実習が修了したときは、職場実習結果報告書（別記様式第4号）を実習生及び各実習指導員に作成させ、速やかに警察学校長に送付するものとする。
- (2) 警察学校長は、警察署長から送付を受けた職場実習結果報告書の記載内容を勘案し、警察署が希望・必要とする教養を初任補修科の授業に反映させるものとする。

4 実施上の留意事項

実習生は、警察官としての職権を当然行使できるが、現行犯人逮捕等目前急迫の事案発生の場合を除き、単独での職務執行は行わせないものとする。

第7 実戦実習実施要領

1 指導形態

(1) 地域実習

実習指導員による管理、指導の下、実習生の独力による地域勤務を行わせることとするが、必要によっては、マンツーマンによる同行指導を実施するなど、実習生個々の能力・修得状況、実習先の交番等の取扱業務、実習内容等を総合的に勘案して、実態に即した弾力的な運用を図るものとする。

(2) 専門実習

原則として実習指導員のマンツーマンによる指導の下、各部門の基礎的実務に関する知識・技能を習得させる。

マンツーマンにより難しい特別の事情がある場合には、実習の効果を妨げない範囲内で一人の実習指導員が複数の実習生を担当することができる。

2 実戦実習の内容、方法等

(1) 地域実習

ア 実習指導員は、実戦実習の進捗を把握し、教養効果を高めるため、職場実習中に使用していた実習記録表を引き続き活用するとともに、最終的には独力による職務執行が可能になるよう指導・教養に努めるものとする。

イ 教養指導者等は、職場実習及び初任補修科における修得状況を踏まえ、実習生の能力、経験等を勘案しながら、実習記録表に掲げる職務について効率的かつ主体的に経験、修得できるよう配慮するものとする。

ウ 実戦実習中は、実習生に受持区を持たせることができるものとする。

(2) 専門実習

専門実習では、実習記録表のレベル到達状況を踏まえ、特に次の職務を重点に教養を行うものとする。

ア 生活安全実習

実習記録表に掲げる職務20（立入調査）、21（保護活動）及び22（少年補導）

イ 交通実習

実習記録表に掲げる職務 1 7（交通指導取締り等）、1 8（交通整理）及び 1 9（交通警察許可）

ウ 警備実習

実習記録表に掲げる職務 5（7）の④（重要防護施設等）及び⑤（警備活動上、注意を要する事象・対象・情報）並びに職務 2 3（大規模災害等緊急事態発生時の措置）

エ 留置管理実習

実習記録表に掲げる職務 2 5（留置管理業務）

第 8 初任総合検討会

1 目的

実戦実習修了時、実習生の修得状況、今後の指導方法等に関する検討会（以下「初任総合検討会」という。）を開催し、これをもって採用時教養を修了するものとする。

2 開催方法、内容等

(1) 初任総合検討会は警察学校において行い、実習生、警察学校の教官及び教養課員が出席するものとする。

(2) 警察署長はあらかじめ、教養担当者、教養指導者、実習指導員及び実習生による検討を次の内容で実施した上で、実習生を初任総合検討会に臨ませるものとする。

ア 実習生の修得状況を確認する。

イ 修得状況を勘案し、継続的な指導が必要と認める者については、各職場において、上司（上級の地位にある者）が、教養目標達成に向けて個別に指導、援助しながら修得させる「個人指導」の重点対象者に指定する。

ウ 当該検討結果については、実戦実習結果報告書（別記様式第 5 号）に記録し、警察学校長に送付する。

(3) 初任総合検討会においては、次のことを実施するものとする。

ア 実戦実習結果報告書に記載された警察署における検討結果（修得状況、個別指導の必要性、今後の指導方針等）を確認する。

イ 教官等との座談会を行い、実習に関する反省教訓事項や今後の要望等に関して意見交換を行う。

3 採用時教養修了証の交付

採用時教養修了時には、警察本部長名の採用時教養修了証を実戦実習生に交付するものとする。

第 9 留意事項

1 相互の連絡等

(1) 教養課長、警察学校長及び警察署長は、相互に緊密な連絡をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。

(2) 警察署長は、実習生が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて職場実習が受けられるよう、特に受入体制に配慮するとともに、職場実習期間中、必要に応じて随時、警察学校の教官を交えて、実習生及び教養指導者等による検討会を行うものと

する。

- (3) 警察学校長は、職場実習及び実戦実習期間中、必要に応じて随時、担任教官等に、警察署を巡回させ、教養指導者等との連携の下に実習生の指導を行わせるとともに、適宜、実習生を招致して検討会を行うものとする。
- (4) 教養課長、警察学校長及び警察署長は相互に連携し、実習指導員（候補者を含む。）に対し、実習生の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するものとする。

2 その他

- (1) 実習記録表、職場実習日誌、職場実習結果報告書及び実戦実習結果報告書については、組織的に管理することとし、実習生が個人保管することがないように配慮するものとする。
- (2) 教養担当者及び教養指導者は、職場環境や生活環境が大きく変化する採用時教養期間中の実習生の身上把握に特に留意し、実習指導員から実習生の勤務及び生活状況を聴取するなどして、実習期間中の事故防止等に努めるものとする。
- (3) 警察署長は、実習期間中において、余暇を利用した運動トレーニングの実施等により体力の維持及び向上に努めさせるとともに、運動習慣を身につけさせること。
また、柔道、剣道、逮捕術等の各種術科訓練についても、実習に支障を及ぼさない範囲において、努めて参加させるよう配慮するものとする。

別記様式省略